

〈行動計画〉

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日～平成25年6月30日まで（3年3ヶ月間）
2. 内容

目標1：妊娠中の女性および育児休業取得を希望する従業員・育児休業取得中の従業員に対し、心身の健康維持・制度の周知を目的とした相談窓口を設ける。

〈対策〉

相談窓口開設のための検討開始。

妊娠中の健康不安・職場に対する精神的負担、育児休業前および育児休業中の精神的負担を軽減するため、相談窓口を設置する。

相談を行う中で、本人の希望や状況に応じた制度の活用等について説明し、精神的に安定した環境において育児を行えるよう職場復帰に向けた支援を行う。

目標2：母子健康管理に関する措置を拡大する。

〈対策〉

乳幼児健診に伴う休暇を取得できる期間を延長する。

目標3：年次有給休暇の取得促進を図る。

〈対策〉

管理職を対象に、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりのための教育を実施する。

〈企業メッセージ〉

当社では従業員が仕事と子育てを両立させ、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために次世代育成支援を進めてまいりました。

今後も「仕事」と「家庭生活・子育て」の両立を支援し、全従業員がワークライフバランスを実現しながらその能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備に取り組んでまいります。